

四 半 期 報 告 書

(第85期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

神鋼電機株式会社

(E01743)

第85期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

神鋼電機株式会社

目 次

頁

第85期第3四半期

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第85期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 神鋼電機株式会社

【英訳名】 SHINKO ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 安井 強

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門1丁目1番30号

【電話番号】 03(5473)1807(直通)

【事務連絡者氏名】 経営企画部経理グループ長 永田 敬一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門1丁目1番30号

【電話番号】 03(5473)1807(直通)

【事務連絡者氏名】 経営企画部経理グループ長 永田 敬一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第3四半期連結 累計期間	第85期 第3四半期連結 会計期間	第84期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	48,666	14,653	88,959
経常損益 (百万円)	△1,008	△619	4,204
四半期(当期)純損益 (百万円)	△3,529	△2,554	2,361
純資産額 (百万円)	—	20,794	25,546
総資産額 (百万円)	—	97,574	101,517
1株当たり純資産額 (円)	—	142.20	174.71
1株当たり四半期 (当期)純損益 (円)	△24.14	△17.47	16.17
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	14.55
自己資本比率 (%)	—	21.3	25.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	742	—	1,769
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,023	—	△9,694
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,823	—	6,294
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	8,480	5,937
従業員数 (名)	—	3,100	3,066

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第85期第3四半期連結会計期間及び第85期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社の企業グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	3,100 (390)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	2,159
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
モーション精密機器	8,049
搬送機器	5,631
パワーエレクトロニクス機器	5,581
合計	19,263

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 当社グループのパワーエレクトロニクス機器事業は、第4四半期連結会計期間に生産が集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の生産実績には季節的変動があります。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
モーション精密機器	7,016	11,676
搬送機器	3,230	10,359
パワーエレクトロニクス機器	4,559	16,689
合計	14,806	38,725

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
モーション精密機器	6,785
搬送機器	4,602
パワーエレクトロニクス機器	3,265
合計	14,653

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当社グループのパワーエレクトロニクス機器事業は、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の販売実績には季節的変動があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機、景気後退などの影響を受け、企業の生産減や設備投資の抑制など、極めて厳しい局面となりました。

このような景況の下で当社グループの当第3四半期連結会計期間の連結売上高は146億53百万円となりました。損益面につきましては、営業損失は5億10百万円、経常損失は6億19百万円となりました。また四半期純損失は、株式相場下落により投資有価証券評価損を特別損失に計上したため、25億54百万円となりました。

なお、当社グループの事業構造として、公共・社会インフラ等の設備関連機器の売上が第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

事業の区分別の状況は次のとおりであります。

モーション精密機器部門は、航空機用電装品、カラープリンタが減少し、部門全体の売上高は67億85百万円になりました。損益面につきましては、営業損失は1億43百万円となりました。

搬送機器部門は、大型搬送システムが若干増加したものの、市況の低迷により半導体・液晶機器が極めて低調で、部門全体の売上高は46億2百万円になりました。損益面につきましては、営業損失は38百万円となりました。

パワーエレクトロニクス機器部門は、一般産業向け電気設備、自動車用試験装置が減少したものの、社会システム（官公庁向け電気設備）が増加したため、部門全体の売上高は32億65百万円になりました。損益面につきましては、営業損失は3億28百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、受取手形及び売掛金が116億72百万円、前払年金費用が9億51百万円、それぞれ減少し、現金及び預金が25億44百万円、たな卸資産が59億86百万円、有形固定資産が9億77百万円、それぞれ増加したこと等により、975億74百万円（前連結会計年度末比39億43百万円減少）となりました。

当第3四半期連結会計期間末における負債は、短期借入金及び長期借入金が122億99百万円増加し、支払手形及び買掛金が47億77百万円、未払法人税等が18億20百万円、社債が46億10百万円、それぞれ減少したこと等により、767億80百万円（前連結会計年度末比8億8百万円増加）となりました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、207億94百万円（前連結会計年度末比47億52百万円減少）となりました。これは、四半期純損失の計上及び配当金の支払等により利益剰余金が44億7百万円、その他有価証券評価差額金が3億51百万円減少したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当第2四半期連結会計期間末より36億83百万円増加し、84億80百万円となりました。

各活動別のキャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の減少額は、4億72百万円となりました。これは、当第3四半期連結会計期間における税金等調整前四半期純損失21億73百万円に対し、減価償却費6億85百万円、投資有価証券評価損15億53百万円の計上及び売上債権の減少23億48百万円による増加と、たな卸資産の増加による支出31億81百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少額は、有形固定資産の取得による支出10億27百万円及び投資有価証券の取得による支出2億72百万円等により、13億57百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加額は、55億12百万円となりました。これは、短期借入金による純増加77億70百万円及び長期借入金による純増加23億54百万円(調達から返済を差し引いた金額)と、社債の償還による支出46億10百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)を決定しました。その内容は以下のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的且つ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為(下記3.2①において定義されます。以下同じです。)が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て①企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、②創業90年の豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、③ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、④事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、⑤組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えておりますが、当社株券等の大規模買付行為を行う者が当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である大規模買付者(下記3.2②において定義されます。以下同じです。)により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要且つ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要且つ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

1) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

当社は、安定収益を確保し続けて、全てのステークホルダーの皆様に満足いただき、「一人前の企業グループ」として認めていただけることを目指し、2008年度を最終年度とする中期経営計画のもと、事業活動に取り組んでおります。この中期経営計画では、利益を伴った成長を実現し、財務体質強化と安定配当とを同時に達成することで、飛躍し続ける当社を株主、顧客、取引先、地域・社会、従業員に示していくことを基本方針としております。

中期経営計画の重点施策としては、輸出の拡大、既存技術を基盤とする新製品の開発、海外・国内生産拠点の最適化、大学等の外部機関との協業による新技術獲得や、技能伝承のための人材教育の強化に取り組んでおります。

特に、当社独自の企業風土を維持・発展させていく上で、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能を支えてきた団塊世代の技能伝承は、最重要事項であります。当社が企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にする企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼の更なる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の向上と経営チェック機能の充実を図ることを目指しております。具体的な施策としては、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、会社法及び同施行規則の要件を満たす社外取締役1名及び社外監査役3名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員の任命や、外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）の導入に関する議案を平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会に諮り、承認されました。本対応方針の導入の目的及び概要は以下のとおりであります。

1) 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記1に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本対応方針を導入することを決定しました。

2) 本対応方針の概要

① 対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)若しくは(ii)に該当する行為又はこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下、「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(ii)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③ 対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、又は株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置を発動するか否かの判断を行います。本対応方針における対抗措置としては、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。なお、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

④ 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者若しくは他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとし、また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認することがあります。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外の有識者により構成されています。

⑤ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(ii)当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

4. 上記2の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目的に、上記2の取組みを行っていますが、これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1の基本方針に資するものであると考えています。

したがって、上記2の取組みは上記1の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

5. 上記3の取組みについての当社取締役会の判断

本対応方針は、上記1の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

また、本対応方針は、下記(1)から(5)までのとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されるものであり、かつ、株主意思を重視し、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足し、本対応方針の導入、更新、廃止等について株主の皆様が意思が反映されることとしており、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視すること

本対応方針は、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案が諮られ、承認されたものです。

また、上記3.3)に記載のとおり、その有効期間は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしていますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

3) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上のとおり、上記3の取組みは上記1の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は5億90百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	146,406,912	146,406,912	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	146,406,912	146,406,912	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債の株式への転換及び新株予約権の権利行使を含みます。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,595
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,595,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 326 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～ 平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 326 資本組入額 163
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
ただし、発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、合併、会社分割または資本減少等の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数につき、当社が必要と認める調整を行うことができるものとします。

なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てます。

- 2 発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除きます。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、合併、会社分割または資本減少等の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、当社が必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとします。

② 新株予約権付社債

旧商法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成17年10月14日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	275 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,256,965
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 323 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日～ 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 323 資本組入額 162
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,375 (注) 2

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の保有する自己株式数を除きます。)をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の発行等が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも、適宜調整されます。

2 2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債は、平成20年10月14日においてプット・オプションの行使により、当該残高のうち46億10百万円を繰上償還しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日	—	146,406	—	9,745	—	43

(5) 【大株主の状況】

エフエムアール エルエルシーから平成20年10月6日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株式名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー (フィデリティ投信株式会社)	82 DEVONSHIRE STREET BOSTON MASSACHUSETTS 02109 U. S. A (東京都港区虎ノ門4-3-1)	8,377	5.72

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 175,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 145,751,000	145,751	同上
単元未満株式	普通株式 480,912	—	—
発行済株式総数	146,406,912	—	単元株式数は1,000株であります。
総株主の議決権	—	145,751	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株(議決権24個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式572株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神鋼電機株式会社	東京都港区芝大門 1-1-30	175,000	—	175,000	0.12
計	—	175,000	—	175,000	0.12

(注) 当第3四半期連結会計期間末の自己株式数は 172,421株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	389	386	367	334	318	330	328	280	312
最低(円)	354	314	322	304	275	258	189	216	236

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 (電機システム本部長兼同本部豊 橋製作所長、情報セキュリティ推 進室及びコントローラ開発営業部 の担当)	専務取締役 (電機システム本部長兼同本部豊 橋製作所長、情報セキュリティ推 進室の担当)	武藤昌三	平成20年11月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,511	5,967
受取手形及び売掛金	※3 15,140	26,812
商品及び製品	1,522	1,233
仕掛品	16,071	11,375
原材料及び貯蔵品	7,487	6,486
その他	3,861	3,720
貸倒引当金	△55	△31
流動資産合計	52,538	55,564
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 10,287	※1 9,119
土地	14,452	14,452
その他（純額）	※1 6,844	※1 7,035
有形固定資産合計	31,584	30,607
無形固定資産		
のれん	841	1,077
その他	529	785
無形固定資産合計	1,371	1,862
投資その他の資産		
投資有価証券	4,984	5,530
前払年金費用	5,238	6,190
その他	1,980	1,885
貸倒引当金	△124	△123
投資その他の資産合計	12,079	13,483
固定資産合計	45,035	45,953
資産合計	97,574	101,517
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 16,051	20,829
短期借入金	27,284	17,395
未払法人税等	79	1,900
受注損失引当金	916	899
その他	※3 8,562	8,838
流動負債合計	52,894	49,863
固定負債		
社債	1,375	5,985
長期借入金	15,869	13,458
退職給付引当金	1,677	1,591
役員退職慰労引当金	36	314
環境対策引当金	176	176

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
その他	4,750	4,581
固定負債合計	23,885	26,107
負債合計	76,780	75,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,745	9,742
資本剰余金	44	41
利益剰余金	8,312	12,719
自己株式	△49	△47
株主資本合計	18,052	22,455
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△648	△296
繰延ヘッジ損益	△0	△2
土地再評価差額金	3,390	3,390
評価・換算差額等合計	2,741	3,090
純資産合計	20,794	25,546
負債純資産合計	97,574	101,517

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	48,666
売上原価	38,995
売上総利益	9,671
販売費及び一般管理費	※1 10,349
営業損失(△)	△678
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	162
その他	132
営業外収益合計	301
営業外費用	
支払利息	386
その他	245
営業外費用合計	631
経常損失(△)	△1,008
特別損失	
投資有価証券評価損	2,262
固定資産処分損	※2 121
減損損失	91
特別損失合計	2,476
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,485
法人税、住民税及び事業税	93
法人税等調整額	△48
法人税等合計	44
四半期純損失(△)	△3,529

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高		14,653
売上原価		11,867
売上総利益		2,785
販売費及び一般管理費	※1	3,295
営業損失(△)		△510
営業外収益		
受取利息		0
受取配当金		74
為替差益		23
その他		15
営業外収益合計		114
営業外費用		
支払利息		145
その他		78
営業外費用合計		223
経常損失(△)		△619
特別損失		
投資有価証券評価損		1,553
特別損失合計		1,553
税金等調整前四半期純損失(△)		△2,173
法人税、住民税及び事業税		33
法人税等調整額		347
法人税等合計		381
四半期純損失(△)		△2,554

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△3,485
減価償却費	2,025
減損損失	91
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	16
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	86
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△278
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	25
受取利息及び受取配当金	△169
支払利息	386
投資有価証券評価損益 (△は益)	2,262
固定資産処分損益 (△は益)	121
売上債権の増減額 (△は増加)	11,672
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,986
前払年金費用の増減額 (△は増加)	951
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,777
その他	△177
小計	2,767
利息及び配当金の受取額	169
利息の支払額	△373
法人税等の支払額	△1,821
営業活動によるキャッシュ・フロー	742
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,002
投資有価証券の取得による支出	△1,875
貸付けによる支出	△172
貸付金の回収による収入	70
その他	△42
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,023
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	9,770
長期借入れによる収入	5,910
長期借入金の返済による支出	△3,380
株式の発行による収入	6
社債の償還による支出	△4,610
自己株式の取得による支出	△8
配当金の支払額	△870
その他	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,823
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,543
現金及び現金同等物の期首残高	5,937
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 8,480

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理の原則及び手続の変更 リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 有形固定資産の耐用年数の変更

平成20年度の法人税法改正に伴い、当社及び連結子会社は、機械装置については、改正後の法定耐用年数を適用し、第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。

この結果、従来と同一の基準によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間では、減価償却費は1億94百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ同額増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

2 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会終結時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。

これに伴い、役員退職慰労引当金は全額取り崩し、打ち切り支給額の未払分269百万円を固定負債の「その他」に計上しております。

なお、連結子会社は従来どおりの制度を継続しております。

3 投資有価証券の売却

当社は、平成20年10月24日開催の取締役会において、当社が保有するアシスト テクノロジーズ ジャパン株式会社の株式の売却を決議し、平成21年1月26日に売却しました。

その概要は以下のとおりであります。

1. 売却理由

アシスト テクノロジーズ ジャパン株式会社（旧社名アシスト シンコー株式会社）は、平成14年10月1日に当社の半導体液晶搬送システム部門を会社分割し、米国A s y s tグループ51%、当社49%の株式保有として設立し、その後、平成18年7月に当社保有株式の一部（44.1%）を米国A s y s tグループに売却し、当社は出身母体として4.9%の株式を保有してまいりました。現時点においては、同社は米国A s y s tグループ傘下企業として完全に独自の運営がなされており、当社保有の全株式を売却することといたしました。

2. 売却の内容

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 銘柄 | アシスト テクノロジーズ ジャパン株式会社 |
| (2) 売却先 | アシスト テクノロジーズ ジャパン ホールディングス株式会社 |
| (3) 売却日 | 平成21年1月26日 |
| (4) 売却額 | 1,300百万円 |

3. 当該事象の損益に与える影響

当該事象の損益に与える影響額は1,088百万円であり、当連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）において、特別利益として計上する予定であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産減価 償却累計額	31,322百万円 なお、減損損失累計額91百万円を含んで おります。	30,571百万円
2 保証債務	連結子会社以外の会社の金融機関からの借 入金に対して、次のとおり債務保証を行っ ております。 SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. 161百万円 (外貨建 60万タイバーツ) なお、平成20年7月より「THAI PARTS FEEDER CO., LTD.」から「SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.」に社 名を変更しております。 天津神鋼電機有限公司 64百万円	連結子会社以外の会社の金融機関からの借 入金に対して、次のとおり債務保証を行っ ております。 THAI PARTS FEEDER CO., LTD. 200百万円 (外貨建 61万タイバーツ) 天津神鋼電機有限公司 76百万円
※3 期末日満期手形	四半期連結会計期間末日満期手形の会計処 理については、手形交換日をもって決済処 理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金 融機関の休業日であったため、次の四半期 連結会計期間末日満期手形が、四半期連結 会計期間末残高に含まれております。 受取手形 52百万円 支払手形 507百万円 設備関係支払手形 52百万円 (流動負債その他を含む)	—————

(四半期連結損益計算書関係)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※1 販売費及び一般管理 費の主なもの	給料賃金手当 3,388百万円 退職給付費用 495百万円 役員退職慰労引当金 58百万円 繰入額 貸倒引当金繰入額 13百万円
※2 固定資産処分損	固定資産処分損の内容は、次のとおりで あります。 建物及び構築物 50百万円 その他 2百万円 撤去費用等 68百万円 <hr/> 計 121百万円
3 季節的変動要因	当社グループの事業構造として、公共・社 会インフラ等の設備関連機器の売上が第2 四半期連結会計期間及び第4四半期連結 会計期間に集中する傾向があるため、四半期 連結会計期間別の業績には季節的変動があ ります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※1 販売費及び一般管理 費の主なもの	給料賃金手当 1,087百万円 退職給付費用 139百万円 役員退職慰労引当金 4百万円 繰入額
2 季節的変動要因	当社グループの事業構造として、公共・社会インフラ等の設備関連機器の売上が第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の 四半期末残高と四 半期連結貸借対照表 に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び預金勘定 8,511百万円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 <u>△31百万円</u> 現金及び現金同等物 8,480百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	146,406,912

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	172,421

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	877	6	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	モーション 精密機器 (百万円)	搬送機器 (百万円)	パワー エレクトロ ニクス機器 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,785	4,602	3,265	14,653	—	14,653
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	60	—	342	403	△403	—
計	6,846	4,602	3,607	15,056	△403	14,653
営業損失(△)	△143	△38	△328	△510	—	△510

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	モーション 精密機器 (百万円)	搬送機器 (百万円)	パワー エレクトロ ニクス機器 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	23,759	14,512	10,395	48,666	—	48,666
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	160	—	1,238	1,399	△1,399	—
計	23,919	14,512	11,634	50,065	△1,399	48,666
営業利益又は 営業損失(△)	98	△14	△762	△678	—	△678

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業管理単位との整合性、製品の種類、性質、用途等の類似性を勘案して事業区分しております。

各事業区分の主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
モーション精密機器	高速昇華型デジタルフォトプリンタ、家庭用デジタルフォトプリンタ、昇華型フルカラーカードプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、非接触ICカード自動販売機、非接触ICカード対応ゲートシステム、自動券売機、レシプロモータ、リニアモータ、ACサーボモータ、小形DCモータ、アライメントステージ、電磁クラッチ・ブレーキ、OA機器用電磁クラッチ、リニアドライブユニット、鉄道・建設車両用電装品 等
搬送機器	空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車、物品高速搬送システム、振動式搬送機器、プリント基板組立装置、コーヒープラント、パーツフィーダ、半導体・液晶製造装置用ハンドリング機器 等
パワーエレクトロニクス機器	小形風力発電システム、自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水中央監視システム、上下水電気設備、ハイブリッド発電システム、道路管理用電気設備、土砂災害事前感知相互通報システム、リフティングマグネット、サブマージドモータ、超高真空溶解炉、コージェネレーションシステム、高効率中小形発電機 等

2 追加情報

「追加情報 1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載のとおり、平成20年度の法人税法改正に伴い、当社及び連結子会社は、機械装置については、改正後の法定耐用年数を適用し、第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。この結果、従来と同一の基準によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間では、「モーション精密機器」で105百万円の営業利益の減少、「搬送機器」で29百万円、「パワーエレクトロニクス機器」で60百万円の営業損失がそれぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

I 海外売上高	2,022百万円
II 連結売上高	14,653百万円
III 連結売上高に占める海外売上高の割合	13.8%

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

I 海外売上高	6,805百万円
II 連結売上高	48,666百万円
III 連結売上高に占める海外売上高の割合	14.0%

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	142.20円	174.71円

2. 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△24.14円
潜在株式調整後	—円
1株当たり四半期純利益	なお潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	
四半期純損失(△) (百万円)	△3,529
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (百万円)	△3,529
普通株式の期中平均株式数 (千株)	146,232

当第3四半期連結会計期間

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△17.47円
潜在株式調整後	—円
1株当たり四半期純利益	なお潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	
四半期純損失(△) (百万円)	△2,554
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (百万円)	△2,554
普通株式の期中平均株式数 (千株)	146,233

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

神鋼電機株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 乾 一 良 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神鋼電機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神鋼電機株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【会社名】	神鋼電機株式会社
【英訳名】	SHINKO ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 安 井 強
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門1丁目1番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安井 強は、当社の第85期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

